

【平成30年第4回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成30年12月13日 総務委員長 山田 益男

- 「議案第157号 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」
《意見》

*個人情報保護法等の改正については、政府が成長戦略として掲げたビッグデータの利活用の促進を図ることを目的としており、個人の権利利益の保護を後退させかねない部分が含まれることから反対の立場である。一方で、法改正に伴う今回の条例改正については、個人情報の定義が明確化されること、要配慮個人情報の取扱いの項目の範囲が広がること及び民間分野における非識別加工情報の仕組みに関する部分の改正が行われないことを踏まえて、個人情報保護の観点から本議案には賛成するものであるが、要配慮個人情報の保有制限の例外規定が国の方針によって拡大していくおそれが懸念されることについては留意してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第158号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（総務企画局に関する部分）」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第169号 川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第170号 当せん金付証票発売の限度額について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第179号 川崎市産業振興会館の指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第191号 平成30年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

*繰越明許費のまちづくり費における南武線駅アクセス向上等整備事業の内容について

南武線駅アクセス向上等整備事業において、自動改札機の製作の遅れから、JR南武線中野島駅臨時改札口設置工事の工期を延長するために翌年度に繰越し

を行うものである。

*** J R南武線中野島駅に設置予定の臨時改札口の開設予定時間帯について**

開設日は、土日、祝日及び年末年始を除く平日で、開設時間は午前7時から午前8時30分まで及び午後4時から午後7時までを予定している。

*** 臨時改札口の開設時間帯の決定根拠について**

臨時改札口の整備については、カリタス学園から維持管理費の負担に係る支援提案を受けていることから、開設時間帯についても通学のピーク時間帯を踏まえた設定になったと考えている。

*** 臨時改札口の維持管理費の負担見直しによる開設時間延長の可能性について**

臨時改札口の整備については、平成29年12月に本市とJ R東日本及びカリタス学園との間で基本的事項に関する覚書を締結しており、運営における維持管理費についてはカリタス学園が負担することとなっている。このため、臨時改札の開設時間についてもこの覚書に基づき決定されたものと考えている。

*** 臨時改札口の設置主体について**

臨時改札口はJ R東日本の所有となり、本市は設置に当たっての設計等の費用を工事負担金として支出するものである。

*** 臨時改札口の管理体制について**

臨時改札口の管理はJ R東日本が行い、臨時改札口に職員等が配置される場合には、J R東日本が負担することになる予定である。

*** 臨時改札口の開設日の拡大及び開設時間の延長を関係団体に対して要望することについて**

開設日の拡大及び開設時間の延長について、関係局と連携し対応を検討していきたいと考えている。

《意見》

* J R南武線中野島駅の臨時改札口の設置については、地域の要望が結実して基本的事項に関する覚書が締結された経緯がある。臨時改札口設置後においても、地域の要望や覚書の内容を踏まえながら、開設時間の改善について検討してほしい。

* 臨時改札口の設置は、橋上駅舎化までの臨時的な対策であると認識しているが、橋上駅舎化が実現するまでには長期間を要すると考える。駅利用者の安全対策に取り組むとともに、臨時とはいえ多額の費用を掛けての整備であることを踏まえて、開設時間の延長について検討してほしい。

* 臨時改札口の整備に係る本市の費用負担に維持管理費が含まれないことで、開設時間等の利便性が向上しないことについては、市として対策を講じる余地があると考えられるため、関係部局で連携し対応に取り組んでほしい。

* 本議案の繰越明許費の健康福祉費における生活保護実施事業については課題もあると考えるが、今回の繰越しはシステム改修に関する内容であるため、本議案には賛成するものである。

《審査結果》

全会一致原案可決